

市民の森 ガイドライン

市民の森を創る会 制定

1 目的

このガイドラインは、市民の森の豊かな自然を守り、利用者が安全かつ快適に市民の森とふれあうためのルールを定めたものです。

2 基本事項

利用期間：4月1日～11月14日（11月15日～2月15日は狩猟期間のためご注意ください。また、上記期間以外では仮設トイレの利用はできません。）

場 所：市民の森エリア内

概 要：市民の森は、市民のみなさんが気軽に里山とふれあえる場所として、市が設置した面積約 200 ヘクタールの森林です。遊歩道の散策や森林浴、山菜やきのこ採りなど気軽にご利用ください。

3 施設の利用について

- ・事故や怪我、盗難などは利用者の責任となりますので、安全には十分注意してください。
- ・入口に防護柵が設置されていますが、自由に開閉して出入りしてください。柵は「開けたら閉める」の徹底をお願いします。
- ・里山の森林を維持するために森林整備を行う場合があります。森林整備作業中の場所には近寄らないようご注意ください。
- ・ごみは必ず持ち帰ってください。
- ・多数で利用する場合や山菜、きのこを採る場合などは、マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・みんなの里山のため、譲り合って気持ちよく利用しましょう。

4 禁止事項

(1) 自然環境の保全について

- ・市民の池には入らないでください。
- ・山菜やきのこ以外の植物は取らないでください。
- ・木を切ることや持ち出すこと、木などを植えることはしないでください。
- ・土や石の持ち出しはしないでください。

(2) ペットについて

- ・犬連れの方は、糞を持ち帰り、犬を放つことはしないでください。

(3) 火気の使用について

- ・火気の使用は禁止です。
- ・焚火やバーベキュー、キャンプなど山火事の原因となることはしないでください。

(4) 車両の乗り入れについて

- ・車両（軽車両、マウンテンバイクを含む）の乗り入れは、第一駐車場～山頂広場の山頂コース（約 1.3 km）のみ可能です。
- ・山頂コース以外への車両の乗り入れはしないでください。

5 団体・イベント等での利用について

- ・利用の際は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

6 その他

- ・市の行事などでは、「木を切る」、「植える」など、禁止事項を行うことがあります。
- ・ご不明な点がございましたら下記問合せ先までご連絡ください。

令和8年2月3日 施行

【問合せ先】

市民の森を創る会事務局 茅野市市民環境部環境課
TEL 0266-72-2101（内線 263）